

学校給食費に関する大切なお知らせ

高松市教育委員会 保健体育課

高松市では、令和5年4月から高松市立小・中学校の学校給食費を高松市の予算に計上し、徴収・管理をする「公会計」方式に移行しました。

これに伴い、学校給食費の納付先が学校から高松市に変わりましたので、学校を通さず、直接、高松市にお支払いいただくことになります。

なお、学校用品等の学校諸費は、これまでどおり、学校へお支払いいただきます。



1 手続きについて

手続きには、以下の書類を提出していただく必要があります。また、学校給食費は、原則、口座振替による納付となります（口座振替に係る手数料は、高松市が負担します）。

必要書類	対象者	留意事項
<p>① 「高松市学校給食申込書」 全員提出 <u>【学校へ提出】</u></p> <p>※4ページに記載例を掲載しております。</p>	<p>学校給食を受ける方全員</p> <p>※<u>在校生（申込書提出済）の方は、再度、提出する必要はありません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の皆様が高松市に学校給食を申し込み、それに基づき児童・生徒が学校給食を受けること及び学校給食費を支払うことを明記したものです。 児童、生徒1人につき1枚提出してください。
<p>② 「高松市学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（3枚複写） 全員提出 <u>【金融機関へ提出】</u></p> 	<p>学校給食を受ける方全員 （※原則、全員手続き）</p> <p>※<u>在校生（手続き済）の方は、再度、手続きをする必要はありません。</u></p> <p>※口座振替の手続きが間に合わない等の場合は、「納付書」による納付となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食費のお支払いは、原則、口座振替でお願いします。 児童、生徒1人につき1部（3枚複写）提出してください。 年度途中に口座を変更される場合は、再度、本書類の提出が必要です。
<p><口座振替可能な金融機関></p> <p>百十四銀行、香川銀行、中国銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行、高知銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行（高松支店のみ）、高松信用金庫、香川県信用組合、四国労働金庫、ゆうちょ銀行、香川県農業協同組合、香川県信用農業協同組合連合会、西日本信用漁業協同組合連合会</p> <p>※取扱金融機関は、変更となる場合があります。</p> <p>※みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行（高松支店のみ）は、口座振替可能ですが窓口での収納を行っていません。</p>		

必要書類	事由	留意事項
③「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」 対象者のみ <u>【学校へ提出】</u>	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等の理由により、飲用牛乳、主食（米飯、パン等）、おかず等の提供を中止する場合 ※在校生（申請済）の方で、引き続き希望する場合は、再度、申請する必要はございません。	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等の理由により、飲用牛乳、主食（米飯、パン等）、おかず等の提供を受けられない場合、学校給食費を減額します。 なお、食物アレルギー等の治療により、学校給食を再開する場合は、「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届」の提出が必要です。 食物アレルギー対応は、事前に学校との協議が必要です。
④「高松市学校給食（停止・再開）届」 該当の場合のみ <u>【学校へ提出】</u>	<ul style="list-style-type: none"> 高松市外へ転出する場合 高松市立の小・中学校以外の学校へ転校する場合 病気等のやむを得ない理由により、連続して5日以上（学校休業日を除く）欠席する場合 停止していた学校給食を再開する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 停止及び再開は、学校に提出があった日から起算して、5日を経過する日（学校休業日を除く。）以後からの対応となります。
⑤「高松市学校給食申込事項変更届」 該当の場合のみ <u>【学校へ提出】</u>	<ul style="list-style-type: none"> 住所が変更となった場合 名前が変更となった場合 通学する学校が変更となった場合（市内転校のみ） ※小学校から中学校に進学する場合を除きます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内転校の場合は、転校前に在籍している学校へ、転校が確定次第速やかに提出してください。また、食物アレルギー等の対応については、転校後の学校と協議の上、「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」の提出が必要です。

※①・②については、一度提出いただければ、お子様が高松市立の小・中学校に在籍している間は有効です（お子様が、高松市立の中学校に進学する場合は、改めて手続きを行う必要はありません）。

※③については、市内転校や進学の際は改めて学校へ提出する必要があります。

※④・⑤については、事由が発生するごとに、学校へ提出してください。



2 学校給食費の単価について

保護者等の皆様には、食材の購入に係る経費（＝学校給食費）を御負担いただきます。

学校区分	学年区分	1食当たりの学校給食費の単価 ※（ ）は令和5年度単価	【例】 ※年間喫食回数190回の場合	
			第1期～第9期	第10期
小学校	低学年（1・2年生）	267（249）円	5,100円	調整額
	中学年（3・4年生）	304（266）円	5,800円	
	高学年（5・6年生）	332（282）円	6,400円	
中学校	全学年	361（304）円	6,900円	

※令和6年度からの学校給食費の単価を改定しました。ただし、令和6年度については保護者の負担軽減を図るため、令和5年度と同額に据え置きます。

3 期別・納付期限について

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 (精算)
納付 期限	5月 31日	6月 30日	7月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	1月 4日	1月 31日	2月 末日	3月 31日

※4月、8月の請求は、ございません。

※納付期限が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。

- ①当該年度の納付金額、納付期限等については、毎年度初回の振替日までに「高松市学校給食費年間納付予定額決定通知書」によりお知らせします。
- ②学校給食費は、年10回払いです。月額額は年間納付予定額（1食単価×喫食予定数）を10等分（100円未満切り上げ）した額です。第1期から第9期までは定額をお支払いいただきます。
- ③第10期については、実際の喫食数等により年間納付額を確定し、請求させていただきます。
- ④第10期納付額＝（年間納付額）－（第1期～第9期までに納付すべき額）第10期の納付額は、3月に送付する予定です。
- ⑤年度の終了時に喫食実施回数が年度当初の予定と異なった場合は、「高松市学校給食費年間納付予定額変更決定通知書」によりお知らせします。
- ⑥口座の残高不足等により口座振替が不能となった際、また、納付期限内のお支払いが確認できなかった場合、再振替はありません。督促状（納付書）をお送りしますので、それによりお支払いください。
- ⑦学校給食を申し込まれる際に、学校給食費が滞納した場合、児童手当等から学校給食費に充てる同意をいただくこととしています。

4 就学援助の認定を受けている場合

就学援助の認定を受けている児童・生徒の学校給食費は、就学援助費から自動的に高松市に納付されますので、保護者の皆様が納付する必要はありません。ただし、認定等の変更に対応するため、「高松市学校給食申込書」及び「高松市学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出は必要です。

なお、就学援助の申請中の方は、学校給食費を納付していただきます。その後、認定となった場合は、認定となった期間の納付分を還付します。また、認定を受けていた方でも、年度途中で非認定となった場合は、非認定となった月以降の学校給食費を納付していただきます。

5 生活保護を受けている場合

生活保護を受けている児童・生徒の学校給食費は、生活保護費から自動的に高松市に納付されますので、保護者の皆様が納付する必要はありません。ただし、認定等の変更に対応するため、「高松市学校給食申込書」及び「高松市学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出は必要です。

なお、生活保護の申請中の方は、学校給食費を納付していただきます。その後、受給開始となった場合は、受給開始となった期間内の納付分を還付します。また、生活保護を受給していた方でも、年度途中で生活保護の停止又は廃止となった場合は、停止又は廃止となった日以降の学校給食費を納付していただきます。

6 お問い合わせ先

高松市教育委員会 保健体育課 学校給食総務係 電話（087）839-2657

高松市学校給食申込書 記入例

様式第1号（第3条関係）

（提出先）保護者→学校→高松市

令和〇年〇月〇日

（宛先）高松市長

〒760-8571

保護者 住所 **高松市番町一丁目8番15号**

ふりがな **たかまつ たろう**

（学校給食費負担者）氏名（自署） **高松 太郎**

電話番号 **090-1234-5678**

■新年度、小学校新1年生及び現在、高松市立以外の小学校に在学している6年生の場合は、令和6年4月に入学予定の学校名を記入してください。

■高松市立の小・中学校に在学している児童生徒の場合は、現在の学校名を記入してください。
※在校生の方で申込書を提出済の方は、再度、提出する必要はございません。

■新年度、小学校新1年生及び現在、高松市立以外の小学校に在学している6年生の場合は、「新1年生」にチェックしてください。
■高松市立の小・中学校に在学している児童生徒の場合は、現在の学年・組を記入してください。

高松市学校給食申込書

下記の注意事項及びこの事項に同意の上、高松市学校給食費の徴収に関する規則第3条第1項の規定により学校給食費を申し込みます。

学校名	高松市立 〇〇〇 小学校 中学校	学年・組	<input type="checkbox"/> 新1年生 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 1組
ふりがな	たかまつ いちろう	生年月日	平成24年6月10日
児童生徒 氏名	高松 一郎		
右記に該当の場合はチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーの原因となる食品が多いため、学校給食を申し込みません。常に弁当を持参します。		

【注意事項】

- この申込書は、児童生徒が高松市立の小学校及び中学校に在学する期間中有効となります。
- 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。
- 食物アレルギー等がある場合は、必ず学校と事前に協議をしてください。

【承諾事項】

- この申込書をもって、高松市及び高松市教育委員会が有する個人情報（学齢簿情報、就学援助情報、生活保護情報、児童手当及び特例給付に係る情報）を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、高松市学校給食担当課に提供することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、高松市学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において学校給食費負担者及び同一生計世帯員の個人情報を調査し使用することに承諾します。
- この申込書をもって、学校給食事業の実施のために必要な範囲で、学校に照会することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、滞納額や滞納理由、世帯状況等を把握するために、高松市及び高松市学校給食担当課と学校が互いに知り得ている情報を共有することにも承諾します。

児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

（宛先）高松市長

私は、万一、学校給食費を滞納した場合、児童手当法第21条第1項又は第2項（附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）から、その支払期日をもって当該滞納する学校給食費の支払に充てることを申し出ます。なお、この申出の撤回を行わない限りにおいて、この申出に基づき、児童手当等から学校給食費の支払に充てることに同意します。

令和 〇年 〇月 〇日

児童手当受給者（保護者等）

氏名 **高松 太郎**

住所 **高松市番町一丁目8番15号**

学校給食費の滞納時、児童手当等から支払に充てることを同意する場合、記入してください。児童手当受給者が、単身赴任など他市で児童手当を受給している場合は、空欄でお願いします。